

政策企画室東京都内勤務職員公舎設置基準

平成 18 年 3 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この基準は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和 31 年大阪市規則第 41 号）第 4 条第 4 号に該当する者が居住する政策企画室東京都内勤務職員公舎（以下「公舎」という。）の設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公舎を設置する区域)

第 2 条 公舎は、地震等大規模災害発生時に職員が速やかに勤務地へ参集できるよう、勤務地を中心として半径 8 km（実測距離 10km 以内）の範囲内に、危機管理上、できるだけ設置区域の方角を分散して設置するものとする。

(公舎面積の基準)

第 3 条 公舎の面積については、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 11 条及び住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 15 条に基づく住生活基本計画（全国計画）の居住水準をもとに別表第 1 のとおり定める。

(公舎賃貸料の基準額)

第 4 条 公舎の賃貸借契約にあたり設定する賃貸料基準額については、別表第 2 のとおり定める。

2 前項の賃貸料基準額は、賃貸住宅の相場動向等を勘案し、必要に応じて改定する。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

	单 身	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯以上	摘要
所 長 副所長	25~40 m ²	30~55 m ²	40~75 m ²	50~80 m ²	国家公務員宿舎法 第 11 条規格 d 以下
担当係長	同上	同上	同上	同上	国家公務員宿舎法 第 13 条規格 c 以下、 但し 3 人世帯以上は d 以下
係員	同上	同上	40~70 m ²	50~70 m ²	国家公務員宿舎法 第 14 条規格 b 以下、 但し 3 人世帯以上は c 以下

別表第 2 (第 4 条関係)

	单 身	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯以上
所 長 副所長	130,000 円程度	180,000 円程度	240,000 円程度	260,000 円程度
担当係長	同上	同上	同上	同上
係員	同上	同上	220,000 円程度	220,000 円程度